

第3次北海道男女平等参画基本計画の策定方針について

(1) 第2次北海道男女平等参画基本計画（現行計画）をベースとする

- 現行計画に基づく本道の男女平等参画の推進における課題や将来展望を踏まえ、特に取組を強化する事項は、その内容の充実に努める。
- 一体性のある項目や類似した項目を統合、組替等によりシンプルでわかりやすくすることに配慮した項目立てとし、内容についても道民が理解しやすい表現に心がけ、できるだけ枠や表を用いるなど視覚（ビジュアル）に訴えるよう配慮する。

(2) 国の第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点のうち、次期計画に盛り込む視点を検討する

【新設（国の計画で強調している視点）】

○防災・災害復興における男女平等参画の促進（仮称）

【理由】

東日本大震災時の経験と教訓を踏まえ、防災、復興施策への男女平等参画の視点で導入する

【現状】

現行計画では「目標Ⅱ－基1－（1）審議会等への女性の登用（P42）」と「目標Ⅱ－基5－（1）地域活動の促進（P55）」の中で、簡単に触れられている。

○貧困など生活上の困難に直面している女性等への支援（仮称）

【理由】

母子家庭などひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。

【現状】

現行計画では「目標Ⅱ－基2－（3）育児、介護の支援体制の充実（P45～46）」の中で簡単に触れられている。

(3) 目標の整理

- 次の3つの目標に整理する。

	現行計画 （第2次北海道男女平等参画基本計画）	次期計画 （第3次北海道男女平等参画基本計画）
目標Ⅰ	男女平等参画の実現に向けた意識の改革	同 左
目標Ⅱ	家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	男女がともに活躍できる環境づくり（仮称）
目標Ⅲ	多様なライフスタイルを可能とする環境の整備	安心して暮らせる社会の実現（仮称）

【ポイント】

- 現行計画では家庭や地域社会などにおける啓発等の類似の内容が「目標Ⅰ」と「目標Ⅱ」に混在していることから、「目標Ⅰ」は道民への啓発や教育などによる意識改革、「目標Ⅱ」は職場や地域社会における環境づくりに係る内容とし、目標を明確に分けることとする。
- 近年、人口減少や少子高齢化、家族の多様化など私たちを取り巻く環境が大きく変わる中、DVや性犯罪など女性に対する暴力は依然として深刻であり、経済的に困難な状況におかれている女性も増加していることから、すべての人が安心して暮らせる社会づくりの構築が求められているため、「目標Ⅲ」を「安心して暮らせる社会の実現（仮称）」とする。

(4) 北海道女性活躍推進計画との一体化について

- 女性活躍推進法で策定が求められた、都道府県推進計画について、北海道男女平等参画計画に位置づけることによって、一体的な管理を行う。

【女性活躍推進法で定められている都道府県推進計画に位置づけている項目案】

目標Ⅱ 男女がともに活躍できる 環境づくり（仮称）	基本方向1	働く場における女性の活躍促進（仮称）
	基本方向2	農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

(5) 審議会の意見の反映

- 審議会の意見を踏まえ次期計画を策定する。

【第1回審議会の意見】

- ・ 職場でのセクハラやパワハラの相談も北海道で対応して欲しい。
- ・ 多様化する暴力被害者の相談について多国語の広報も取り入れてもらいたい。

※詳細は別紙のとおり

資料6 (別紙)

【第1回審議会 (H28.7.13)】

	審議会委員意見	現行計画	取組内容
①	男性の育児休業の取得率を上げるべき。	目標Ⅱ －基2－(3) (現行計画:P45)	・「仕事家庭を考えるシンポジウム」の開催 ・両立支援推進企業表彰 ・両立支援促進・就業環境改善アドバイザーの派遣 ・両立に関する啓発用リーフレットの作成 (いずれも経済部) ・次代の親づくりのための教育の実施 (保健福祉部)
②	・長時間労働の削減運動を強く展開すべき。 ・育児休暇を取りやすくする「あったかファミリー応援企業」等の施策を行うべき。	目標Ⅱ －基2－(2) (現行計画:P45)	・労働問題セミナー、労働災害防止会議等の開催 (経済部)
		目標Ⅱ －基2－(3) (現行計画:P45)	・「仕事家庭を考えるシンポジウム」の開催 ・両立支援推進企業表彰 ・両立支援促進・就業環境改善アドバイザーの派遣 ・両立に関する啓発用リーフレットの作成 (いずれも経済部) ・次代の親づくりのための教育の実施 (保健福祉部)
			【参考】 「あったかファミリー応援企業」は育児・介護休業法に定める各休業制度と同程度以上の規定があること等が登録要件となっており、登録企業は北海道建設工事等の競争入札の際、加点されるなど優遇措置がある。 (建設部)
③	女性就労に関する講座や女性リーダー講座などの実施により、女性自身の意識改革が必要。	目標Ⅱ －基1－(2) (現行計画:P42)	・商工会女性部指導者中央研修会、代表者視察研修、経営者育成研修会等の開催。 (経済部)
		目標Ⅱ －基3－(2) (現行計画:P49)	・パート就労希望者に対する職業訓練の実施 (経済部)
④	会社の決定機関に女性をもっと増やし女性が働きやすい制度を導入すべき。	目標Ⅱ －基1－(2) (現行計画:P42)	・商工会女性部指導者中央研修会、代表者視察研修、経営者育成研修会等の開催。 (経済部)
⑤	防災、復興の際に、女性が声を上げられるようなシステムをつくる必要がある。復興会議の中に女性がどれくらい入っているかは非常に大きな指標。	目標Ⅱ －基1－(1) (現行計画:P42)	北海道防災会議 (男性61名・女性4名 計65名) (H28.4.1現在) 【総務部コメント】 防災会議の委員については、その多くが災害対策基本法において職指定の委員をもって構成されています。 各機関から指名や推薦される委員においても、災害発生時における災害対策の責任者として、各機関の災害対策本部長の任にある者が推薦されております。 道においては、職指定されていない学識経験者に女性を登用するほか、関係機関に対して女性の推薦について配慮を求めており、今後も女性の参画拡大に努めてまいります。

	審議会委員意見	現行計画	取組内容
⑥	職場でのセクハラやパワハラの相談も北海道で対応して欲しい。	なし ※但し、周知等については ・目標Ⅱ-基3-(1) (現行計画:P49) ・目標Ⅱ-基6-(1) (現行計画:P57)	電話相談：労働問題ホットライン（経済部） 面 会：各振興局商工労働観光課
⑦	多様化する暴力被害者の相談について多国語の広報も取り入れてもらいたい。	なし	<p>「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の中で触れられている。</p> <p>【参考】</p> <p>■Ⅲ各論</p> <p>目標1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶</p> <p>1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進</p> <p>(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進</p> <p>【施策の方向】</p> <p>v 外国人や障がい者への啓発</p> <p>日本語の理解が十分でない外国人や障害のある被害者に対して適切に情報が提供されるよう努めます。</p> <p>〈取組〉</p> <p>○外国語や点字によるリーフレットの活用など</p> <p>日本語の理解が十分でない外国人や障害のある被害者への啓発の充実に努めます。</p> <p>■Ⅳ基本計画の施策体系図</p> <p>目標3 被害者の適切な保護</p> <p>基本的方向4 保護体制の充実</p> <p>(1) 一時保護</p> <p>①道立女性相談援助センター（婦人相談所）</p> <p>○外国人被害者の支援、通訳の確保等体制づくり</p> <p>・過去に、内閣府から配付依頼のあった英語版のリーフレットを関係機関に送付し、周知を依頼している。</p> <p>・道立女性相談援助センターでは外国人に対応できる仕組みが整備されている。（例：英語版、韓国語版、中国語版の「生活のしおり（入所者向け）」が用意されている。）</p>
⑧	子どもの頃の成長歴の中で、暴力的な家庭で育ってきている女性は、それが日常となってしまうため暴力を振るう男性と一緒にしてしまうことが多い。虐待のない家庭をつくっていくためには若い世代に暴力という手段を使わないで、問題を解決することの大切さを教育現場で発信していくことが重要。	目標Ⅰ -基3-(2) (現行計画:P37)	<ul style="list-style-type: none"> デートDVを防止するため、教職員など関係者を対象とした全道セミナーの開催。 デートDV防止に関するリーフレットを道内各高等学校1年生に配付(H26～27年度)